

## ご挨拶

### 新年、明けましておめでとうございます。

昨年末、ようやく静まったと思っていたコロナですが、やはり人の移動と経済が動き出すことによって爆発的に感染が広がってきました。重症化はしない、とか、死者は少ない、とか言われていますが、全くの無症状というわけではなく、発熱や咳など辛い症状の出る方も多いようです。一日も早く飲み薬などができることを願うばかりです。

さて、このような中でしたが、昨年9月に静岡事務所を新築した際には、皆様より立派なお花やお祝いのお品を頂戴しました。この場を借りまして改めて御礼申し上げます。

ただ、半導体不足による経済への影響は深刻で、事務所完成に合わせて導入予定だった基幹システムの入替えが大幅に遅れるなど、弊所にも影響が出ています。各事務所においては人員増強を行うなど、今後の業務改善と質の向上に向けて、より一層皆様のお役に立てるよう鋭意努力する所存でございます。

今年も一年宜しく願い申し上げます。

税理士法人アークネット 代表社員 野呂 伸一郎



## 第29号 CONTENTS

- 1 ご挨拶
- 2 What's New  
※ふるさと納税申告手続簡略化
- 3 Tax Information  
※令和4年度税制改正大綱
- 4 Profile～社員スタッフ紹介
- 5 Point! 解説  
※電子帳簿保存  
～2年間の準備期間
- 6 独り言

## What's New ふるさと納税の申告手続簡略化

ふるさと納税を確定申告で適用するには、寄附先の団体が発行した「寄附金受領書」が必要です。ただし、令和3年分の確定申告からは、この書類に代えて、**特定事業者が発行した「寄附金控除に関する証明書」**を用いることができるようになりました。

### (1) 特定事業者とは

「特定事業者」とは国税庁長官により指定を受けた一定の者をいい、一覧が国税庁のサイトで公表されています。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei/koujyo/kifukin/tokutei.htm>)

※主なポータルサイト…ふるなび、さとふる、楽天、ふるさとチョイスなど

### (2) 寄附金控除に関する証明書

ご利用のポータルサイトから電子データ(XML形式)により提供を受ける、あるいは郵送などの方法により発行を受けます。具体的な手続は、各ポータルサイトにてご確認ください。

### (3) メリット

原則として、寄附の都度、寄附金受領書の発行があるため、寄附の回数が増えるほど、受け取る頻度や保管を要する枚数が多くなり、紛失等による適用漏れのリスクが伴います。

ポータルサイトを単一利用して、複数の団体へ寄附をしているような場合には、証明書の発行を受けることで1年分をまとめて入手できるため、リスク軽減につながります。

弊事務所への提供も「寄附金受領書」でなく、ポータルサイトごとの「寄附金控除に関する証明書」でのご提供をお願いいたします。

千葉事務所 所長 公認会計士・税理士 清瀬 由

## Tax Information 令和4年度税制改正大綱

政府与党自由民主党及び公明党は12月10日に令和4年度税制改正大綱を公表しました。

岸田内閣は、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトに、新しい資本主義の実現に取り組み、企業が研究開発や人的資本などへの投資を強化し、中長期的に稼ぐ力を高めるとともに、多様なステークホルダー（利害関係者）への還元へと循環させていくことが必要不可欠であるとしている。

また税制は、経済社会のあり方に密接に関連するものであることから、経済成長を阻害しない安定的で簡素な制度の構築、デジタル化の活用による利便性の向上といった観点から検討を進めるとしている。

こうした考え方の下に公表された与党税制改正大綱のうち、今後の社会活動において適用頻度が多いと思われる主な改正事項は下記のとおりです。

### 【所得税】

#### ■住宅ローン控除の適用期限を4年延長、控除率を1.0% → 0.7%

- (1) 住宅ローン控除の適用期限を令和7年の入居まで**4年延長**するとともに、控除期間を新築住宅で原則10年から**13年**に延ばす。

その上でローン残高の上限は住宅の環境性能で4区分し、新築は段階的に引き下げる（下記参照）。

- (2) 所得要件を**2,000万円以下**（現行3,000万円以下）に引き下げる。

#### ＜新築住宅の控除対象ローン残高＞

	入居年		
	現行（令和3年迄）	令和4年～令和5年	令和6年～令和7年
認定住宅	残高5,000万円	5,000万円	4,500万円
ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）	4,000万円	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅		4,000万円	3,000万円
その他		3,000万円	2,000万円

- ・認定住宅
- ・ZEH
- ・省エネ基準適合住宅
- ・・・省エネ・耐震性に配慮した住宅
- ・・・家庭で消費する以上のエネルギーを創る住宅
- ・・・環境に配慮した住宅

- (3) **床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅**で一定のものについても、住宅ローン控除適用可能  
上記床面積であっても、令和5年12月31日以前に建築確認を受けた新築住宅等について住宅ローン控除の適用を可能とする。  
但し、その年の所得金額が1,000万円を超える年については適用しない。

#### ■財産債務調書制度の見直し

- (1) 現行の提出義務者のほか、その年の12月31日時点における財産価額が10億円以上である居住者を対象として加える。
- (2) 令和5年分以降の財産債務調書の提出期限についてはその年の翌年6月30日（現行3月15日）までとする。

#### ■上場株式等に係る配当所得等の課税の特例の見直し

- (1) 内国法人から支払いを受ける上場株式等の配当等で、その支払いを受ける居住者及び同族会社が所有する上場株式等が発行済株式数の100分の3以上であるときは、その居住者が受ける配当所得については総合課税の対象とされる。
- (2) 令和5年10月1日以降に支払いを受けるべき上場株式等の配当等から適用される。

### 【資産課税】

#### ■住宅取得資金贈与の非課税措置を2年延長

- (1) 直系尊属から一定の住宅取得にかかる住宅取得資金の贈与を受けた場合、贈与税を非課税とする措置を令和5年12月31日まで延長
- (2) 非課税限度額を住宅環境性能に応じ区分設定（下記参照）
- (3) 受贈者の年齢要件 **20歳 → 18歳**

#### ＜非課税限度額＞

	現行（令和3年迄）	令和4年～令和5年
耐震、省エネ住宅等	1,500万円	1,000万円
上記以外		500万円

## 【資産課税】

- 居住用財産の譲渡に係る譲渡所得の特例を2年延長・見直し  
 特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例につき、買換資産が一定のものであるときは、一定の省エネ基準を満たすものであることを加えたうえで、適用期限を2年延長
- 非上場株式にかかる相続税・贈与税の納税猶予特例措置制度につき、特例承継計画の提出期限を1年延長
- 住宅用家屋の所有権移転登記にかかる登録免許税の軽減措置を2年延長
- 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率特例措置を2年延長

## 【法人税】

### ■ 所得拡大促進税制の見直し

#### (1) 税額控除率の上乗せ措置の見直し

以下の①又は②に該当するときは、**当年給与額が前年給与額に比し1.5%以上増加した場合の税額控除税率15%**のほかにそれぞれの加算率が上乗せされる（但し、法人税額の20%が上限）。

- ① 雇用者給与等支給額の増加割合が2.5%以上・・・15%加算
- ② 教育訓練費の増加割合が10%以上・・・10%加算

#### (2) 所得拡大促進税制の1年延長（令和6年3月31日開始事業年度まで）

#### <税額控除額と上乗せ措置>

	税額控除額・上乗せ率 (現行)	税額控除額・上乗せ率 (改正後)
税額控除額	対前年増加支給額×15%	同 左
上乗せ措置	以下のいずれも満たす場合に10%加算 ①対前年2.5%以上増加 ②対前年教育訓練費1割以上増加又は経営力向上証明	以下のそれぞれに該当の場合にそれぞれの上乗せ ①対前年2.5%以上増加・・・15%加算 ②対前年教育訓練費1割以上増加・・・10%加算

※上乗せ措置適用後の税額控除額≦法人税額×20%

- 交際費の損金算入特例制度の2年延長
- 中小企業者等の少額減価償却資産損金算入特例の適用期限の2年延長（貸付け供用資産は除外）
- 一括償却資産の損金算入制度について貸付け供用資産を除外

## 検討事項

### (1) 個人所得課税のあり方

個人所得課税については、経済社会の構造変化を踏まえ諸控除の見直しを進めてきているが、今後も各種控除のあり方等を検討する。

### (2) 年金課税のあり方

年金課税については、投資商品や給与課税等とのバランスに留意するとともに、公的年金控除の見直しの考え方等を踏まえ検討する。

### (3) 相続税・贈与税のあり方

相続税と贈与税については、より一体的に捉えて課税する観点から、現行の暦年課税制度と相続時精算課税制度のあり方を見直すなどの検討を進める。

また、経済対策として講じられている贈与税の非課税措置についても確実に見直しを行っていく必要がある。



## Profile～社員スタッフ紹介

### 長谷部 知行

(はせべ ともゆき)  
東京事務所所属



- ※ 埼玉県東松山市出身
- ※ 1970年10月生まれ
- ※ 都内の公認会計士事務所に約22年勤務したのち2021年12月から税理士法人アークネットに勤務
- ※ 趣味：釣り・散歩
- ※ 一言：  
“経営をもっと楽しく”を信条として一社でも多くの中小企業支援を行えるよう精進してまいりますので、よろしくお願いたします。



### ～～独り言～～

「おつかれ生です」というダジャレのようなCMがテレビで流れているが、いつもは歩いて昇っていた階段が（正月太りのため？）辛くなり、エスカレーターに乗ってしまった時のこと。これは「おつかレーター」だな、と自分でも感心するダジャレがボンと浮かんだ。以前、オヤジギャグが脳の劣化を予防すると題して本の出版を考えたことがあったが、言葉遊びは嫌いじゃない。若者は「寒（さむ～）」といって馬鹿にするが、しっかり笑っているではないか！英語にもダジャレってあるのか気になったので調べてみたが、これは相当高度な技で、英語をろくにしゃべれないのにダジャレなど言えるわけではない。

Q: What do you call the flower on your face?  
(顔の中にある花って?)

A: Tulips!

(チューリップ) = Two lips

え? Nose (鼻) じゃないんだ (笑)

文責：野呂伸一郎

## Point 解説!

### 電子帳簿保存～2年間の準備期間

令和3年度税制改正では令和4年1月1日より、電子取引に係る取引情報（請求書等）を検索要件等の保存要件を満たす形で電子データのまま保存しなければならないこととされましたが、大企業でもまだ対応準備中の事業者が多く、中小企業にいたっては改正制度そのものの認知が十分に進んでいない状況にあったため、令和4年度税制改正大綱において、2年間は引き続き電子データをプリントアウトした出力書面の保存を可能とする宥恕措置が設けられました。

この措置の適用を受けるための所轄税務署長への手続きは不要で、広く一般にこの宥恕措置が適用されます。

令和5年12月31日までの電子取引では保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示等できるようにしていればよく、令和6年1月1日から保存要件に従った電子データ保存が必要となります。したがって、あと2年間は現行の電子データ又は出力書面のいずれかを保存する方法を継続することができます。

2年間の準備期間をうまく利用し、その間に保存要件を満たす電子データ保存のシステム整備を進め、義務化となる令和6年を安心して迎えられるといいですね。

アークネット通信の記事に関するご質問、ご意見などにつきましては、社員・スタッフにお伝えいただくか、下記ホームページ「メールでのお問い合わせ」にてお寄せください。

◆税理士法人アークネット HP  
<http://www.arknet.info>

# ARKNET

税理士法人アークネット <http://www.arknet.info>

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-7-13 山手ビル3号館8階

TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町36-6 西村ビル3F

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811

千葉事務所 〒262-0033 千葉県千葉市花見川区幕張本郷1-11-24 フォルテ5A

(雨宮幸雄税理士事務所提携事務所) TEL 043-307-5590 FAX 043-307-5591